

2015年11月30日

## 権利行使の制限に関する課題

相澤英孝

特許権は、技術開発の成果である発明を技術の開発者に独占させることにより、将来へ向けての技術開発投資を促進する制度である。今後の日本の経済の発展を支えるための TPP 協定において特許権の保護が重要視されていることは、政策としての重要性を表している。

特許権者は、その技術を製品化することやサービスを提供すること、ライセンスをすること、特許権を譲渡することにより、その投資の成果を実現することができる。そのためには、権利の侵害により利益を得ることができないような特許制度としなければならない。しかしながら、現在の日本の特許侵害訴訟は、勝訴率は低く、損害賠償も不十分で、その機能を十分に果たしていない状況にある。そこに、紛争処理システム検討会が設置された意義がある。

ところが、公正取引委員会は、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」で、広範囲に特許権の制限を肯定し、特許権の重要性を必ずしも認識しているとはいえない。そして、「『知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針』の一部改正（案）」は、欧米に比べても、特許権者を不利益に扱うものであり、FRAND 宣言をした特許権について、事実上、差止請求権を否定している。これにより、特許権を利用する者のライセンス料の不払（いわゆるホールドアウト）を促進することになり、企業や大学の標準化事業への参加を抑制するおそれがある。

日本が新興国であった時代には、外国企業が特許権を有し、日本企業がその実施料を支払うという経済構造であったため、特許権を制限的に考える方が日本に有利であるという考え方もあった。しかしながら、現在は、先進国である日本の企業が特許権により利益をあげる経済構造に変化してきている。

特許権の権利行使の制限は、標準化を促進し、特許権の権利行使の充実を求める日本政府の方針に齟齬し、日本における技術開発投資に悪影響を与え、新興国や発展途上国に日本が特許権の保護に不熱心であるとの誤ったメッセージを伝える恐れがあることを認識しなければならない。

21 世紀における産業政策として、特許権の保護を十分なものとするのが期待される。